

紫外線吸収剤の規制について

紫外線吸収剤は紫外線による劣化防止を目的にプラスチックやゴムなどの製品に幅広く使用されています。紫外線吸収剤の一種である「UV-328」が、ストックホルム条約^{*}による規制対象物質の検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会 第16回会合」にて審議されました。「UV-328」は、残留性・濃縮性・長距離移動性・毒性等を審議した結果、リスクプロファイル案を作成し継続審議されることになりました。ストックホルム条約の規制対象になった場合には、国内でも化審法等で規制対象となることが予想され、今後の動向に注意が必要です。

参考：経済産業省HP／ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第16回会合（POPRC16）が開催されました
<https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210122003/20210122003.html>

※ストックホルム条約とは？



正式名称は「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」、英語の頭文字をとって Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants：POPs 条約とも言われます。2001年5月に採択された国際条約で、日本は2002年に加盟しました。2020年3月現在の加盟国は、日本を含め181か国及びEU・パレスチナ自治区に上ります。規制の対象は残留性・濃縮性・長距離移動性・毒性等のある有機化合物で、PFOS・PFOAやポリ塩化ビフェニール（PCB）など現在の規制対象は30種を超えています。条約の中には規制対象候補としてリスク評価を進める物質を掲載する付属書もあります。このような物質は一度環境中に放出されると国境を越えて拡散するため、POPs条約で取決めを行い、その下で締結国が規制することで環境への放出を抑制することが期待されています。

欧州での規制

REACH規則では2020年2月6日に下記4種の紫外線吸収剤が「認可対象物質リスト（付属書XIV）」に追加されました。2023年11月27日以降は欧州内で下記4物質を使用する場合には認可が必要なため注意が必要です。

CAS No.	物質名
3846-71-7	UV-320 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
3864-99-1	UV-327 2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール
25973-55-1	UV-328 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルプロピル)フェノール
36437-37-3	UV-350 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール

ボーケンでは「UV328」を始め
紫外線吸収剤分析に関する試験受託を行っております。
お気軽にご相談ください。



上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

大阪認証・分析センター

所在地
〒552-0021
大阪市港区築港1丁目6番24号
TEL 06-6577-0031